

議案第134号

琴浦町営バスの運行及び管理に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町営バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年12月7日 提出

琴浦町長 小松弘明

平成30年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

平成30年琴浦町条例第 号

琴浦町営バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町営バスの運行及び管理に関する条例(平成20年琴浦町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「町営バス」とは、琴浦町が道路運送法(昭和26年法律第183号)第79条の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けて行う、同法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送事業をいう。</p> <p>(運行業務等の委託)</p> <p>第6条 町営バスの運行業務、車両管理、<u>使用料の徴収等</u>については、委託することができる。この場合における運行業務は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。)に準じて行うものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「町営バス」とは、琴浦町が道路運送法(昭和26年法律第183号。<u>以下「法」という。</u>)第79条の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けて行う、同法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送事業をいう。</p> <p>(運行業務等の委託)</p> <p>第6条 町営バスの運行業務、車両管理<u>及び使用料の徴収並びに乗車券の発売</u>については、<u>法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業についての第4条第1項の許可を受けている者に委託</u>することができる。この場合における運行業務は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。)に準じて行うものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。